

青木平区自主防災運営細則

青木平区規約第 31 条に基づき青木平自主防災会運営細則を下記の通り定める。

第 1 条（目的）

青木平区自主防災会（以下当会という）は、青木平区の防災活動を担当する。

第 2 条（専門部会）

当会に次の専門部会を置き、夫々の部会が所管する防災活動を推進する。

- (1) 企画・広報部会
- (2) 防災訓練部会
- (3) 防災倉庫備品管理部会
- (4) 機材管理部会

第 3 条（専門部会の所管事項）

前条の各専門部会所管事項は次の通りとする。

- (1) 企画・広報部会
 - A. 防災に関する企画、推進
ただし、下記「防災訓練部会」、「防災倉庫備品管理部会」、「機材管理部会」の所管事項は除く。
 - B. 防災に関する広報活動
 - C. その他防災の総括に関連する事項
- (2) 防災訓練部会
 - A. 防災訓練に関する企画、推進、訓練統括
 - B. 災害時「防災隊」の編成、運用
 - C. その他防災訓練に関連する事項
- (3) 防災倉庫備品管理部会
 - A. 防災倉庫備品及び災害用備蓄品の適正配備推進、在庫管理
 - B. 消火器、防災器具の電池、救急箱医薬品等の期限管理
 - C. 倉庫内の整理整頓
 - D. その他防災倉庫整備に関連する事項
- (4) 機材管理部会
 - A. 動力付き防災機材の保守管理
 - B. 機材用燃料の適正管理
 - C. その他防災機材に関連する事項

第4条（委員の選出）

当会に防災委員（以下委員という）を置き、選出は次の通りとする。

- (1) 区長、副区長、第1・第2町内会長、会計、理事、監事は委員を兼任する。
- (2) 市委託自主防災委員は会長が指名し、当会の委員を兼務する。
- (3) 各班から委員各1名を選出する。（計12名）
- (4) その他、区長が必要に応じて委員を指名する。

第5条（役職及び職務）

1 当会に次の役職を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 防災委員長
- (4) 専門四部会 各部部长

2 役職の選任は次の通りとする。

- (1) 自主防災会会長は区長が兼務する。
- (2) 自主防災会副会長は副区長が兼務する。
- (3) 防災委員長は市委託委員とする。
- (4) 企画・広報部会会長は副区長が兼務する。
- (5) 防災訓練部会部会長は市委託自主防災委員が兼務する
- (6) 防災倉庫備品管理部会部会長は第1町内会長が兼務する。
- (7) 機材管理部会部会長は第2町内会長が兼務する。

3 前項役職の職務は次の通りとする。

- (1) 自主防災会長は会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (2) 防災委員長は区防災活動を統括し、推進を指導する。
- (3) 各部部长は部会の所管事項を統括、推進する。

第6条（委員の役割）

- (1) 委員は何れかの専門部会を担うものとする。
- (2) 所属の専門部会は会長が指定する。
- (3) 各班選出の委員は班内において次の役割を担う。
 - A. 防災連絡事項の班内徹底
 - B. 防災訓練の参加促進
 - C. 班内各家庭の防災意識啓発。自助対策（災害時「在宅避難生活」対策）徹底

第 7 条

委員の任期は次の通りとする。

- (1) 第 4 条(1) の委員の任期は、区役職任期と同じ。
- (2) 第 4 条(2)、(4) の委員の任期は、区における委員任期と同じ。
- (3) 第 4 条(3) の委員の任期は 1 年とする。

第 8 条

当会の会議は次の通りとする。

(1) 防災委員会

- ① 当会委員全員で構成し、会長が招集する。
- ② 当委員会の役割
 - A. 各専門部会の活動報告、現況報告。
 - B. 提案、連携、要望等の協議
 - C. 区執行部からの連絡、報告等

(2) 部会会議

- ① 各部会所属委員で構成し、部会長が招集する。
- ② 当部会会議の役割
 - A. 所管事項活動の立案、推進。
 - B. 所管事項についての検証、改善。

第 9 条

此の細則に定めのない事項及び細則の変更については自主防災委員会で協議し、青木平区役員会の過半数の同意を得て決定する。

附則

此の細則は平成 24 年 5 月 20 日から施行する。

附則 2

(平成 26 年 5 月 18 日青木平区役員会 青木平区自主防災運営細則改訂について)

此の細則は平成 26 年 5 月 18 日から施行する。

青木平区自主防災組織図

